

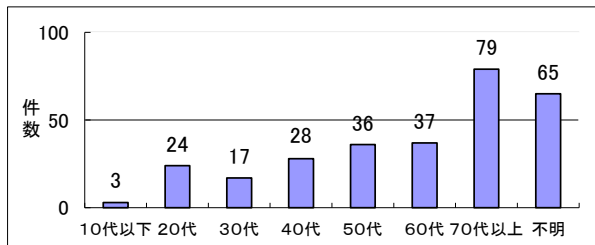
令和6年2月分の消費生活相談の概況

- 2月の相談受付件数は、289件で〈表1〉のとおりです。前年同月(296件)と比べ、7件減少しました。
- 総相談受付件数289件のうち、「不当請求」と判断される相談は14件で、前年同月(15件)と比べ、1件減少しました。
- 契約者の年代別相談件数は、〈図1〉のとおりです。70代以上が一番多く79件、以下60代が37件、50代が36件、40代が28件、20代が24件、30代が17件、10代以下が3件の順です。
- 相談の多かった商品・サービスは、〈表2〉のとおりです。第1位は「商品一般」で、以下「化粧品(全体)」、「役務その他サービス」、「不動産賃借」、「工事・建築」、「他の娯楽等情報配信サービス」となっています。

〈表1〉

区分	総相談件数		販売購入形態別相談件数										危害・危険		不当請求	
	件数	うち 苦情相談	店舗 購入	訪問 販売	通信 販売	マルチ・マ ルチまが い	電話勧 誘販売	ネガティ ブ・オプ ション	訪問 購入	その他 無店舗	不明・無 関係	危害	危険	うち架 空請求		
2月	件数	289	269	40	18	106	1	18	0	2	1	103	3	2	14	4
	構成比 (%)	100.0	93.1	13.8	6.2	36.7	0.4	6.2	0.0	0.7	0.4	35.6				
累計	件数	3,171	3,014	469	190	1,110	23	184	0	42	14	1,139	35	9	191	76
前年同月	件数	296	285	47	4	120	3	12	0	3	0	107	3	1	15	5

〈図1〉年代別相談件数



〈表2〉商品・サービス上位5品目

順位	商品名等	件数	主な内容
1	商品一般	32	特定できない商品(架空請求ハガキ・メールなど含む)
2	化粧品(全体)	14	メイクアップ、頭髪用、基礎化粧品など
3	役務その他サービス	11	サポートサービスなど
4	不動産賃借	10	賃貸アパートの退去費用など
4	工事・建築	10	一般家屋のリフォームなど
4	他の娯楽等情報配信サービス	10	インターネットやSNSでの課金

お知らせ

高齢者に訪問購入(※)のトラブルが多いので注意しましょう

(※) 消費者の自宅を購入業者が訪問し、物品を買い取ること

相談事例1

買取業者から「不用品を買い取る」と電話があり、処分したい洋服があったので来訪を承諾した。その際「貴金属はないか」と何度も聞かれ、仕方なく遺品のアクセサリ類を見せたところ、まとめて1万円で買い取ると言って持って行った。確認したところ、大事なパールネックレスが見当たらず、明細書にも記載がない。

相談事例2

着物の買い取りに来た業者が「査定結果の連絡待ちだ」と言って数時間帰らない。その間に「不要な貴金属はないか」を聞かれ、安く買い取られてしまった。



訪問購入のここに注意!

- 1 高齢者がひとりで対応するのは避けましょう**
事業者を一旦家に入れると勧誘を断りにくくなりがちです。安易に訪問を承諾せず、受ける際は信頼できる方と一緒に対応しましょう。
- 2 買取を依頼していない物品の売却は断りましょう**
「依頼した物品以外に貴金属等の買い取りを勧誘する行為」は禁止されています。見せるよう言われてもきっぱり断りましょう。
- 3 売却したときは契約書の交付を求めましょう**
契約書で引き渡す物品、特徴、価格や事業者名を確認しましょう。
- 4 クーリング・オフが可能です**
書面受領から8日以内は、購入事業者へ書面で申し入れを行うことにより、無条件で契約を解除することができます。(本など一部対象外の物品あり)
- 5 その場ですぐに物品を引き渡す必要はありません**
クーリング・オフ期間は「引渡し拒絶権」が認められています。

県消費生活センターに来所し相談したい場合は、あらかじめ電話(025-285-4196)でご予約ください。

ホームページ <https://www.pref.niigata.lg.jp/site/shohiseikatsu/>